

## 第24号議案

京都地方税機構職員の服務等に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件

京都地方税機構の設立（平成21年8月5日付け総行市第154号総務大臣許可）に伴い、京都地方税機構職員の服務等に関する条例を制定する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年8月19日別記のとおり京都地方税機構職員の服務等に関する条例の制定を専決処分し、同日付けで公布したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構  
広域連合長 山田 啓二

## 別記

### 京都地方税機構条例第10号

#### 京都地方税機構職員の服務等に関する条例

##### （趣旨）

第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、職員の服務の宣誓、職務に専念する義務の特例、休職の事由、分限の手續及び効果並びに懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （服務の宣誓）

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第31条の規定により条例で定めることとされている職員の服務の宣誓に関し必要な事項については、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年京都府条例第5号）の例による。

##### （職務に専念する義務の特例）

第3条 法第35条の規定により条例で定めることとされている職務に専念する義務の特例に関し必要な事項については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年京都府条例第6号）の例による。この場合において、同条例中「人事委員会」とあるのは、「広域連合長」と読み替えるものとする。

(休職の事由)

第4条 法第27条第2項の規定により条例で定めることとされている職員の休職の事由に関し必要な事項については、職員の休職の事由に関する条例（昭和36年京都府条例第9号）の例による。

(分限の手續及び効果)

第5条 法第28条第3項の規定により条例で定めることとされている職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果に関し必要な事項については、職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和26年京都府条例第32号）の例による。

(懲戒の手續及び効果)

第6条 法第29条第4項の規定により条例で定めることとされている職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項については、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年京都府条例第33号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。